

2 子どもの人権について考えよう

児童虐待の現状を広く知り、子どもの虐待について学びましょう。子どもが虐待を受けて育ったときの影響や、子どもを虐待から守る条約や権利について知りましょう。

ワーク 1

(1)「虐待」とは、どのような行為や行動を指すと思いますか。

--

(2)「虐待」は、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」の四種類に分類することができます。それぞれ具体的にどのような行為が虐待にあたるのかを調べ、記入しましょう。

	具体例
身体的虐待	
性的虐待	
ネグレクト	
心理的虐待	

(3)「虐待」と「しつけ」の違いは何だと思いますか。考えてみましょう。

--

(4)「虐待」が起こりやすい原因として考えられることを記入しましょう。

--

ワーク 2

- (1) 子どもがワーク 1 のような虐待を受けて育つと、その子どもにはどのような影響が起これと考えられますか。考えられる影響を記入してみましょう。

- (2) もし自分が虐待に気づいたときにできること、社会的に必要なことを、考えたり調べたりしてみましょう。

- ・気づいたときにできること
- ・社会的に必要なこと

- (3) 子どもを守る法律があります。以下のことについて調べてみましょう。

① 児童福祉法

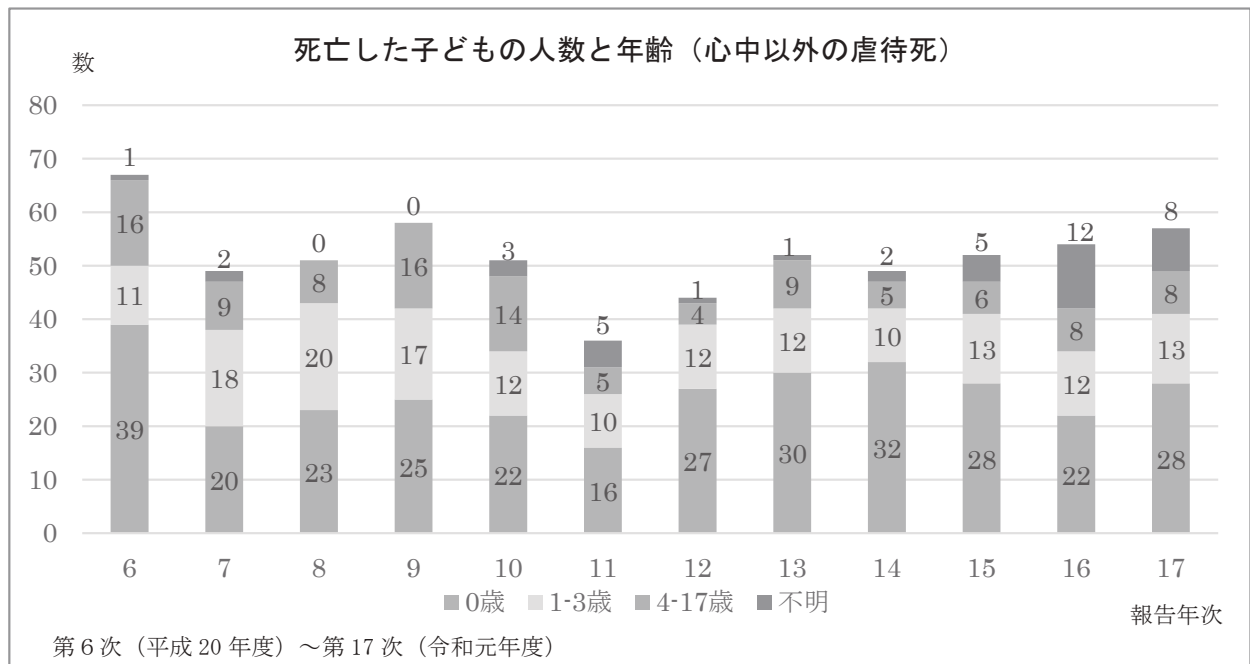
- ・制定された年
- ・制定された目的
- ・規定されていること

② 児童虐待の防止等に関する法律（通称： ）

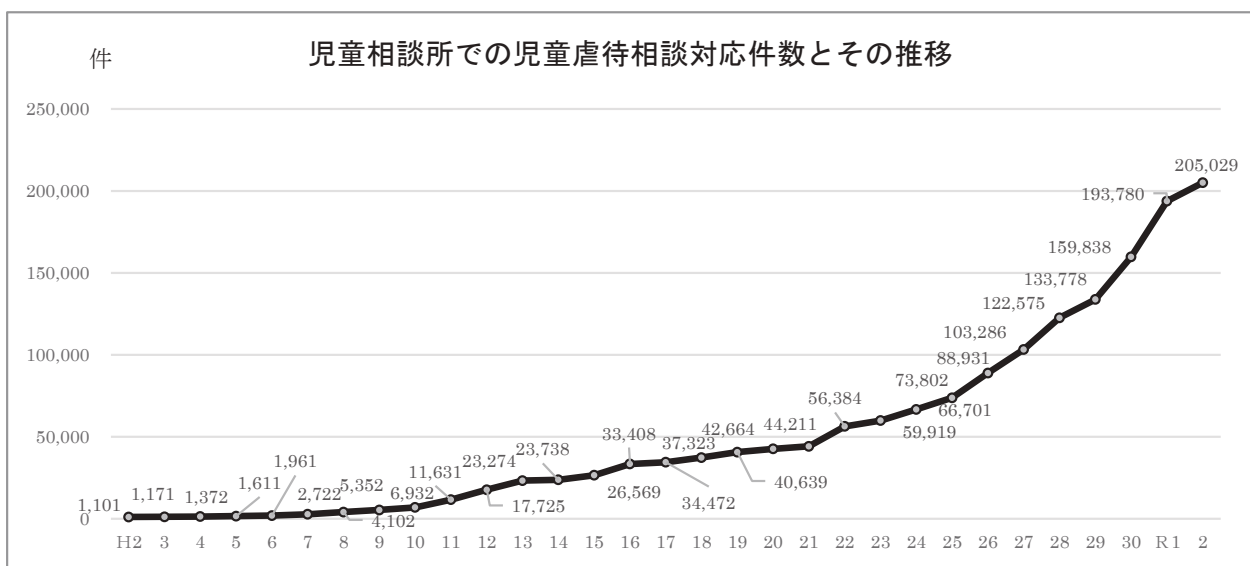
- ・制定された年
- ・制定された目的
- ・規定されていること

ワーク 3

(1) 下のグラフを見て、気づいたことを書きましょう。



子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）より



厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>より

- (2) 子どもの虐待は隠されていることがほとんどです。虐待している保護者はもちろん、虐待されている子どもも自ら助けを求めることはなかなかできません。潜在化している虐待をくい止めるためには、周囲の皆さんの“気づき”がとても大切です。次に、「子ども虐待」のサインを示します。

子どもの様子	不自然な傷や同じような傷が多い、原因のはっきりしないケガをしている、治療していない傷がある、極端な栄養障害や発達の遅れがみられる（低身長・低体重）
表情	表情や反応が乏しく活気がない（無表情）、ボーっとしている、おびえた泣きかたをする、養育者と離れると安心した表情になる
行動	食事に異常な執着を示す、衣服を脱ぐとき異常な不安を見せる
他者との関わり	他者とうまく関われない、繰り返し嘘をつく、態度がおどおどしている、親や大人の顔色をうかがう、誰かれなく大人に対して警戒心がうすい（なれなれしい、ベタベタする）、保護者が迎えにきても帰りたがらない、他者との身体接触を異常に怖がる
生活の様子	衣服や身体がいつも不潔である、基本的な生活習慣が身についていない、予防接種や健康診査を受けていない、年齢不相応の性的な言葉や性的な行為がみられる、夜遅くまで遊んだり徘徊している、家に帰りたがらない

子ども虐待は「いつでも」「どこでも」「誰にでも」起こり得るものです。子どもや保護者の些細な変化に「まさか」「そんなはずはない」と見過ごさないで、注意深く見守る視点が早期発見の第一歩となります。

- (3) これまで学んだことをふまえ、虐待や子どもの人権について、考えたことを書きましょう。

解説 子どもの人権について考えよう

1 ねらい

児童虐待の現状を広く知り、子どもの虐待について学ぶ。また、子どもが虐待を受けて育ったときの影響や、子どもを虐待から守る条約や権利について知る。

2 進め方

展開例（50分）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (15分) ① 虐待について、どのようなイメージをもっているかを考える。 ② 「虐待」がどのような行為をさしている言葉なのかを調べる。 ③ 「しつけ」と「虐待」の差は何か、自分の考えを記入する。 ④ 「虐待」について理解した上で、どのような環境が虐待を引き起こしやすいのかを考えてみる。	○ 「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」に定義されている「虐待」について学び、「虐待」とはどのような行為を指すものかを具体的に知る。また、なぜ虐待が起こってしまうのか、自分なりに考えるよう促す。 ※本法律等で規定される児童とは、18歳未満の者が対象となっていることに触れたい。
2 ワーク2 (20分) ① 「虐待」を受けた子どもたちが、どのような影響を受けると考えられるか、各自考える。 ② 子どもを守る法律や、施設について調べ、学ぶ。	○ 「虐待」とはどのような行為を指すものかを知った上で、どのような影響を受けると考えられるか、具体的に考えたり、調べるよう伝える。また、虐待から子どもを守る法律や施設などがあることを知ることで、虐待が疑われたり、受けている子どもに出会ったりしたときに、できることを知るよう指導する。
3 ワーク3 (15分) ① グラフから、虐待の発生件数や年齢を読み取る。 ② 虐待を見つけたとき、ワーク1以降で学んだことをふまえながら、どのように対処することができるのかを考える。	○ 「虐待」について学んだあとに、改めて虐待の発生件数や年齢層を知ること、 「虐待」という行為が身近にあることを知る。また、虐待に限らず、子どもの人権について広く考えるきっかけとする。

3 解説

(1) ワーク1について

虐待とはどのような行為を指し、どのような環境で起こり得るのかなどの基本的な知識を知る。

①身体的虐待	子どもの身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること 具体的には、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、逆さづりにする、激しく揺さぶる、熱湯をかける、やけどさせる、溺れさせる、冬戸外に閉め出す、意図的に子どもを病気にさせる・・・など
②性的虐待	子どもにわいせつな行為をすることやさせること 具体的には、子どもへの性交、性的ないたづらをする、性的行為を強要する、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体とする・・・、異性への嫌悪感を植えつけるなど
③ネグレクト	子どもの心身の正常な発達を妨げる著しい減食または長時間の放置そのほかの保護者としての責任を著しく怠ること 具体的には、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やケガをしても病院へ連れて行かない、乳幼児を自動車や家に置き去りにする、家に閉じ込める、子どもにとって必要な情緒的欲求に応じていない（愛情遮断など）、同居人が虐待をしていても放置する・・・など
④心理的虐待	子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと 具体的には、言葉でおどす、脅迫する、子どもの心を傷つける言動をくり返す、無視したり、拒否的な態度をとる、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で配偶者などに暴力をふるう・・・など

・「虐待」と「しつけ」の違いについて

「しつけ」は、なぜ叱られたのかを理解させることが大切なことである。虐待としつけの二者間には、しっかりと線引きできないグレーゾーンが存在するが、多数の事例に関わってきた福祉、保健関係者や精神科医、小児科医などが言うように「子どもが耐え難い苦痛を感じることであれば、それは虐待である」と考えるべきである。保護者がしつけのつもりでも、暴力や暴言で子どもを追いつめ、子どもの心身を傷つけ、健全な成長や人格形成に深刻な影響を与えるものであれば、それは虐待なのである。

・虐待が起きやすい要因について

保護者側のリスク要因と養育環境側のリスク要因に分けて考えることができる。

保護者側のリスク要因	妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠、10代の妊娠）、子どもへの愛着形成が十分に行われていない（妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。長期入院）、マタニティーブルーや産後うつ病など精神的に不安定な状況、元来性格が攻撃的・衝動的、医療につながっていない精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存、被虐待経験、育児に対する不安やストレス（保護者が未熟など）など
養育環境のリスク要因	未婚を含む単身家庭、内縁者や同居人がいる家庭、子連れの再婚家庭、夫婦関係を始め人間関係に問題を抱える家庭、転居を繰り返す家庭、親族や地域社会から孤立した家庭、生計者の失業や転職の繰り返しなどで経済不安のある家庭、夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭、定期的な健康診査を受診しないなど

（２）ワーク２について

虐待を受けた影響については、年齢や性別、性格などで個人差があるものの、以下の影響が出ると考えられている。

①身体的、知的発達の遅れ	・さまざまなケガ、やけど、骨折、脱水症、ひどい場合は重度の後遺症や死亡 ・栄養失調、愛情不足による発育不良（低体重・低身長） ・知的発達の遅れ ・性感染症にかかる、妊娠するなど
②愛着障害、人間関係の構築困難	・自己評価が低く、自信や自尊心がもてない ・人の顔をうかがう、おびえた表情を見せる ・表情がぎこちない、感情を表さない ・気分が変わりやすく、すぐに怒ったり、パニックになったりするなど
③非行、攻撃的な性格	・年齢相応の生活習慣を身につけていない ・人間関係がうまく築けない ・すぐに暴力をふるう、わがままや自分勝手な態度、極端にベタベタと甘える ・家出、盗み、いじめなどの問題を起こすこともある ・自分が親になったときに虐待を繰り返してしまうこともあるなど

子どもを守る法律について

①「児童福祉法」	昭和 22 年に制定された法律で、児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。関係相談機関のひとつである〔児童相談所〕（第 12 条）や被害者を居住させ保護する施設のひとつとして考えられている〔母子生活支援施設〕（第 38 条）について規定されている。
②「児童虐待の防止等に関する法律」（通称・児童虐待防止法）	平成 12 年 11 月に施行された法律。「児童福祉法」が有効に行使されていない中、1990 年代に子どもの虐待が社会問題化し、「子ども虐待に対応するための法律が必要だ」という声が高まったために制定された。「児童虐待防止法」では、子どもに対する虐待の定義や虐待の発見や通告などを関係者に強く訴えるものとなっている。また、制定後の 2 回の改正では、児童虐待の定義の見直しや、通告義務の拡大、支援などが強化されている。

※ 本法律等で規定される児童とは、18 歳未満の年齢までが対象となっている。

<引用文献>

- ・「子どもの虐待の種類と特徴」、「虐待はなぜ起こるのか?」、「虐待による子どもへの影響」、「虐待のサインを見つけるには」
神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課ホームページ
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f533519/index.html>
- ・「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）」
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 令和 3 年 8 月
- ・「令和 2 年度児童相談所での児童虐待相談対応件数」
厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>

<参考資料>

- ・「子ども虐待防止 オレンジリボン運動」 <https://www.orangeribbon.jp/>
- ・「横浜市子ども虐待防止ハンドブック（平成 30 年度改訂版）」
横浜市こども青少年局こども家庭課 平成 30 年 11 月
- ・「児童虐待対応マニュアル」 神奈川県教育委員会 令和 2 年 5 月